

障害者自立支援法による基準・報酬について（案）

－ 新体系及び現行体系の報酬の概要 －

障害福祉サービスについては、障害者自立支援法に基づき、平成18年10月から新しいサービス体系が導入される。今般、その体系の柱となる基準・報酬について、以下のように設定する。また、これに併せて、経過的に5年間実施される現行サービス体系についての基準・報酬を見直すこととする。

I 基本的な考え方

○ 障害者自立支援法は、障害者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスの給付を行うものであり、その基準・報酬の設定に当たっては、

(1) 質の高いサービスが、より低廉なコストで、できるだけ多くの人に効果的・効率的に提供されるよう、利用者の状態やニーズ、サービスの機能に応じて設定するとともに、

(2) 地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応して必要となるサービス基盤の計画的な整備に資するもの、

であることが必要である。

II 新たな基準、報酬の体系についての考え方

- 報酬については、平成18年度予算案における全体の改定率を踏まえ、その範囲内で設定する。

【平成18年度予算案】

報酬単価について、全体で△1.3%とする。ただし、地域生活移行や新事業体系への移行を促進する観点から、居宅系サービスや新体系サービスは、△1.0%とする。

なお旧体系からの移行施設については、移行時支援措置を講ずる。

1. 障害福祉サービスの一元化

- 身体障害、知的障害、精神障害といった障害種別ごとではなく、障害者の自立支援という観点にたって、共通の報酬単価、基準を設定する。

2. 地域生活を支えるサービス基盤の充実

【訪問系サービス】

- 利用者の実態に応じた支援を行う観点から、サービスの提供形態に応じ、短時間での集中的なサービス提供（身体介護、家事援助）と長時間滞在してのサービス提供（重度訪問介護、重度障害者等包括支援）に再編するとともに、著しく重度の障害者に配慮して報酬単価を設定する。
- 限られた国費を公平に配分する観点から、市町村の給付実績等を踏まえ、障害程度区分に応じて国庫負担基準を設定する。ただし、制度変更に伴う激変緩和の観点から、国庫負担基準を超える場合でも、従前の国庫補助実績に基づき国庫負担を行う等の経過措置を講じる。

【日中活動系サービス・居住系サービス】

- 地域社会と自然に交わりながら生活できるよう、入所施設や病院で24時間暮らす従来のサービス提供の在り方を見直し、日中活動と居住サービスを区分する。

- 地域生活への移行を推進するため、自立訓練事業において、訪問・通所・短期滞在を適切に組み合わせた障害福祉サービスの提供を行うとともに、これに伴う報酬単価を設定する。

[相談支援]

- 地域生活を送る上で特に計画的な障害福祉サービスの提供を必要とする者に対する相談支援体制を整備し、これに伴う報酬単価を設定する。

3. 利用者の状態像やサービス機能に即した評価等

- 障害福祉サービスごとに、利用者像、サービス内容、障害程度区分に応じた人員配置を設定し、これを勘案して報酬単価を設定する。
- その際、利用者の状態に応じた適切な支援を行うため、個別支援計画の作成等を行うサービス管理責任者の配置を新たに義務づける。
- 重度の障害者の状態やニーズ、サービス利用の実態に即した障害福祉サービスが提供できるよう、必要な報酬単価を設定する。
- 利用者の状態に応じて、効果的な障害福祉サービスの提供を行うよう、1つの事業所で複数の障害福祉サービスを組み合わせて実施するサービス提供の形態（多機能型）を新たに設ける。

4. 目標の達成度に応じた評価

- 就労支援等を積極的に推進するため、客観的な指標により評価し得る就労への移行実績等に対して、報酬を加算する。具体的には、
 - ・一般就労等への移行率が高い場合（就労移行支援事業・就労継続支援事業）
 - ・平均工賃が地域の最低賃金に対して一定水準を上回った場合（就労継続支援事業：非雇用型）に報酬を加算する。

5. 規制緩和を通じたサービス提供の拡充

- 空き教室等地域の社会資源を最大限活用し、できる限り多くの利用者に対し効率的なサービス提供が可能となるよう、規制緩和を積極的に推進する。
 - ・ 事務室など、直接サービス提供に係らない設備等の必置規制を廃止する
 - ・ 食事提供に係る外部委託の要件を見直す
 - ・ 日払い方式への転換に併せ、定員を超えた一定範囲内の利用者の受入れを認めるなど柔軟な取扱いを行う

6. 事業規模に応じた報酬の設定

- 身近な地域における小規模なサービス提供事業者の整備に配慮しつつ、事業規模の大小による運営効率の違いを踏まえて、事業所の定員規模に応じた報酬単価を設定する。

7. 利用実態に応じた支払方式への転換

- 日々の利用状況にかかわらず定額の月額報酬が支払われる「月払方式」から、「利用実績払い（日払い方式）」に転換して報酬を支払う。

8. サービスの評価のあり方の見直し

- 事業ごとに、人件費等の直接的なサービス提供に係る費用に配慮しつつ報酬単価を設定し、事務費等の事業運営に係る間接的経費については、極力効率化する。
- 報酬単価について、利用者負担額の算定や地域差の反映を容易にするといった観点から、従来の円単位を改め、単位制を導入する。

9. 円滑な移行の推進

- 現行の施設が新事業に移行する際、相当程度の事務作業やコストを要することを踏まえ、移行時に一時的な加算を行う。

Ⅲ 日中活動系サービス

1. 生活介護

○ 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、必要な人員配置の基準及び報酬単価をきめ細かく設定する。

具体的には、事業者ごとの

- ・ 利用者の平均障害程度区分
- ・ 重度障害者の割合

に応じて設定する。

【生活介護サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換算)	平均障害程度(※)	
	定員40人以下	定員41人以上60人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上			
生活介護サービス費(I)	1,262単位	1,232単位	1,177単位	1,162単位	1.7:1以上	平均区分5.0以上	区分6の者が60%以上
生活介護サービス費(II)	1,119単位	1,088単位	1,043単位	1,029単位	2:1以上		区分6の者が50%以上
生活介護サービス費(III)	955単位	924単位	891単位	877単位	2.5:1以上		区分6の者が40%以上
生活介護サービス費(IV)	846単位	817単位	789単位	776単位	3:1以上	平均区分4.5以上	区分5・6の者が50%以上
生活介護サービス費(V)	770単位	736単位	718単位	704単位	3.5:1以上		区分5・6の者が40%以上
生活介護サービス費(VI)	696単位	667単位	645単位	633単位	4:1以上	平均区分4.0以上	区分5・6の者が40%以上
生活介護サービス費(VII)	650単位	618単位	601単位	588単位	4.5:1以上		区分5・6の者が30%以上
生活介護サービス費(VIII)	606単位	578単位	564単位	551単位	5:1以上	平均区分4.0未満	区分5・6の者が30%以上
生活介護サービス費(IX)	577単位	546単位	533単位	522単位	5.5:1以上		区分5・6の者が20%以上
生活介護サービス費(X)	547単位	515単位	510単位	496単位	6:1以上	経過措置利用者	
生活介護サービス費(XI)	502単位	473単位	460単位	446単位	10:1以上		

※1 生活介護の対象者は、区分3以上（施設入所を伴う場合は区分4以上）。

ただし、50歳以上の者にあつては、区分2以上（施設入所を伴う場合は区分3以上）。

※2 サービス提供職員の配置（常勤換算）については、

- ① 平均区分5以上の場合、3:1以上
- ② 平均区分4以上5未満の場合、5:1以上
- ③ 平均区分4未満の場合、6:1以上

を最低基準とする。

※3 平均障害程度区分の算定に当たっては、経過措置による利用者を除く。

2. 療養介護

- 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害程度区分に応じた人員配置の基準を設け、これに応じた報酬単価を設定する。

【療養介護サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換算)	平均障害程度(※)	
	定員40人以下	定員41人以上60人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上		平均障害程度が5.0以上かつ区分6の者が50%以上	
療養介護サービス費(Ⅰ)	904単位	885単位	868単位	857単位	2:1以上		
療養介護サービス費(Ⅱ)	659単位	629単位	604単位	591単位	3:1以上		
療養介護サービス費(Ⅲ)	521単位	495単位	484単位	476単位	4:1以上		
療養介護サービス費(Ⅳ)	417単位	385単位	371単位	362単位	6:1以上	人員配置の経過措置として設定	
						経過措置利用者(区分5未満の者)	

※1 療養介護の対象者は、

- ① 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、区分6以上
- ② 筋ジストロフィー症患者又は重症心身障害者であって、区分5以上。

※2 平均障害程度区分の算定に当たっては、経過措置による利用者を除く。

3. 自立訓練

- サービスを効果的・効率的に提供し、個別支援計画の目標が的確に達成されるよう、事業者は、利用者ごとに標準期間内で利用期間を設定することとし、サービス管理責任者が利用期間中のサービス内容と実施の手順に責任を持つ仕組みとする。また、通所を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、通所と訪問によるサービスを組み合わせることができることとする。

(1) 機能訓練

- 通所による訓練を原則としつつ、病院におけるリハビリテーションの後、居宅における日常生活上の訓練が必要であって、通所によるサービスの利用が困難と認められる等の場合、訪問サービスを利用できることとする。

【機能訓練サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換算)
	定員40人以下	定員41人以上60人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上	
機能訓練サービス費(I)	639単位	608単位	583単位	547単位	6:1以上
機能訓練サービス費(II)	187単位				1人以上

※ 通所による訓練を行った場合は機能訓練サービス費(I)を、居宅の訪問による訓練を行った場合は機能訓練サービス費(II)を、算定。

- 初期加算

◆ 30単位/日

※ 算定条件…暫定支給決定期間中の支援を行った場合

- 標準利用期間超過減算

◆ 基本単位数の95%を算定

※ 算定条件…事業者ごとの平均利用期間が標準利用期間の6ヶ月以上を超える場合

(2)生活訓練

- 通所による訓練を原則としつつ、日中は、就労等のために通所によるサービス利用が困難であって、住まいの場における日常生活面の訓練が必要と認められる場合、通所と訪問によるサービスを組み合わせることができることとする。

【生活訓練サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換算)
	定員40人以下	定員41人以上60人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上	
生活訓練サービス費(Ⅰ)	639単位	608単位	583単位	547単位	6:1以上
生活訓練サービス費(Ⅱ)	187単位				1人以上

※ 通所による訓練を行った場合は生活訓練サービス費(Ⅰ)を、居宅の訪問による訓練を行った場合は生活訓練サービス費(Ⅱ)を、算定。

○ 短期滞在加算

◆ 180単位/日

- ※ 算定条件…① 生活訓練の一環として、個別支援計画に基づき提供される場合
- ② 心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる場合

○ 精神障害者退院支援施設加算(経過措置)

◆ ○単位/日

- ※ 算定要件…精神科病院病棟の病床減少を伴う形で設置した施設等において、精神科病院に一定期間入院していた退院患者に対し、自立訓練を利用している間の夜間の居住の場を提供した場合

4. 就労移行支援

- サービスを効果的・効率的に提供し、個別支援計画の目標が的確に達成されるよう、事業者は、利用者ごとに標準期間内で利用期間を設定することとし、サービス管理責任者が利用期間中のサービス内容と実施の手順に責任を持つ仕組みとする。また、個別支援計画の進捗状況に応じ、通所と職場訪問等によるサービスを組み合わせて実施することとする。

【就労移行支援サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換算)
	定員40人以下	定員41人以上60人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上	
就労移行支援サービス費(Ⅰ)	736単位	705単位	663単位	629単位	指導員 6:1以上 就労支援員 15:1以上
就労移行支援サービス費(Ⅱ)	456単位	427単位	416単位	403単位	10:1以上

※ 別に定める資格の取得による就労移行支援を行った場合、就労移行支援サービス費(Ⅱ)を算定。

○ 初期加算

◆ 30単位/日

※ 算定条件…暫定支給決定期間中の支援を行った場合

○ 就労移行支援体制加算

◆ 26単位/日

※ 算定要件…一般就労した後、継続して同一企業等で就労し、就労日から6か月に達する者が、前年度において定員の2割以上である場合(1年間を限度)

○ 精神障害者退院支援施設加算(経過措置)

◆ 〇単位/日

※ 算定要件…精神科病院病棟の病床減少を伴う形で設置した施設等において、精神科病院に一定期間入院していた退院患者に対し、就労移行支援を利用している間の夜間の居住の場を提供した場合

○ 標準利用期間超過減算

◆ 基本単位数の95%を算定

※ 算定条件…事業者ごとの平均利用期間が標準利用期間の6ヶ月以上を超える場合

5. 就労継続支援

- 就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持等を図る障害福祉サービスの提供を行うこととし、これに伴う報酬を設定する。

【就労継続支援サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換算)
	定員40人以下	定員41人以上60人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上	
就労継続支援サービス費(Ⅰ)	460単位	429単位	420単位	406単位	10:1以上
就労継続支援サービス費(Ⅱ)	460単位	429単位	420単位	406単位	

※ 雇用型事業は、就労継続支援サービス費(Ⅰ)を、非雇用型事業は、就労継続支援サービス費(Ⅱ)を算定。

(1) 雇用型事業

- 生産性の向上を図り、多様な業種において就労機会の拡大を図るため、一定の範囲内で、障害者以外の者の雇用を認める。
- 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、最低定員の基準を緩和し、10人から事業実施を可能とする。
- 就労移行支援体制加算

◆ 26単位/日

※ 算定要件…一般就労した後、継続して同一企業等で就労し、就労日から6か月に達する者が、前年度において定員の5%以上である場合(1年間を限度)

(2) 非雇用型事業

- 事業者の指定に当たり、平均工賃が工賃控除程度の水準(月3,000円)を上回ることを事業者指定の要件とする。

○ 利用者の工賃水準の向上を図るため、事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績とあわせて都道府県知事への報告、公表を行う。

○ 就労移行支援体制加算

◆ 13単位/日

※ 算定要件…一般就労又は雇用型事業への移行後、継続して同一企業又は事業所で就労し、就労日から6か月に達する者が、前年度において定員の5%以上である場合(1年間を限度)

○ 目標工賃達成加算

◆ 26単位/日

※ 算定要件…平均工賃が地域の最低賃金の1/3以上であり、かつ、事業者が設定した目標水準を超える場合

○ 生産活動支援体制加算

◆ 〇単位/日

※ 算定要件…利用者のうち障害基礎年金1級受給者が定員の60%以上であって、指定基準に加えて生活支援等を行う職員を1名以上配置した場合

6. 各サービスに共通する事項

- ◆ 初期加算:30単位/日
 - ・介護給付の場合、加算期間は30日間
 - ・訓練等給付の場合、加算期間は暫定支給決定期間中
- ◆ サービス管理責任者欠如減算:基本単位数の70%を算定
 - ※ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間
- ◆ 個別支援計画未作成減算:基本単位数の95%を算定
 - ※ 個部支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間
- ◆ サービス提供職員欠如減算:基本単位数の70%を算定
 - ※ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間
- ◆ 定員超過利用減算
 - ・ 1日当たり利用者数が、定員50人までの場合は当該定員の20% (①)を、定員が50人を超える場合は当該定員から50を差し引いた員数の10% (②)を①に加えた数を、それぞれ超過しているとき → 基本単位数の70%を算定
 - ・ 過去3か月間の平均利用人員が、定員の105%を超過している場合 → 基本単位数の70%を算定
- ◆ 利用者負担上限額管理加算: 150単位/月
- ◆ 視覚・聴覚等障害者支援加算: 41単位/日
- ◆ 通所事業所食事提供体制加算: 42単位/日

7. 児童デイサービス

(1) 4月から9月まで

報酬単価について、△1. 0%の引き下げを行う。

- 標準 (1日当たり平均利用人員 11～20人)
⇒ 364単位
- 小規模 (1日当たり平均利用人員 10人以下)
⇒ 528単位
- 大規模 (1日当たり平均利用人員 21人以上)
⇒ 279単位
- 送迎加算 (片道につき)
⇒ 54単位

(2) 10月以降

療育を必要とする児童に対し、児童個々のニーズに応じた適切なサービスを提供するため、人員配置を手厚く(15:3)するとともに、サービス管理責任者を新たに配置し、これに伴う報酬を設定する。

- 標準 (1日当たり平均利用人員 11～20人)
⇒ 508単位
- 小規模 (1日当たり平均利用人員 10人以下)
⇒ 754単位
- 大規模 (1日当たり平均利用人員 21人以上)
⇒ 396単位
- 送迎加算 (片道につき)
⇒ 54単位

〔経過措置〕

支援費制度において、児童デイサービスを実施している事業者及びその利用者に配慮し、一定の期間内（3年を想定）は現行制度の事業所を指定児童デイサービス事業所とみなす経過措置を設ける。

○ 標準（1日当たり平均利用人員 11～20人）

⇒ 283単位

○ 小規模（1日当たり平均利用人員 10人以下）

⇒ 407単位

○ 大規模（1日当たり平均利用人員 21人以上）

⇒ 231単位

○ 送迎加算（片道につき）

⇒ 54単位

IV 居住系サービス

1. 施設入所支援

○ 夜間の介護等に必要な職員について、生活介護と同様、利用者の障害程度に応じて、ふさわしいサービスの提供体制が確保されるよう、必要な人員配置の基準及び報酬単価を設定する。

具体的には、事業者ごとの

- ・ 利用者の平均障害程度区分
- ・ 重度障害者の割合

に応じて設定する。

【施設入所支援サービス費】

区分	報酬単価				夜間職員 配置基準(常勤換算)	平均障害程度	
	定員40人以下	定員41人以上60人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上			
施設入所支援サービス費(I)	400単位	309単位	255単位	231単位	利用者60人以下 夜勤職員3人以上 (以降40人を増すごとに1 人を加えて得た数以上)	平均区分5.0以上	区分6の者が60%以上
施設入所支援サービス費(II)	381単位	289単位	238単位	214単位			区分6の者が50%以上
施設入所支援サービス費(III)	359単位	266単位	219単位	195単位			区分6の者が40%以上
施設入所支援サービス費(IV)	281単位	214単位	179単位	162単位	利用者60人以下 夜勤職員2人以上 (以降40人を増すごとに1 人を加えて得た数以上)	平均区分4.5以上	区分5・6の者が50%以上
施設入所支援サービス費(V)	270単位	203単位	170単位	153単位			区分5・6の者が40%以上
施設入所支援サービス費(VI)	262単位	195単位	163単位	146単位			区分5・6の者が40%以上
施設入所支援サービス費(VII)	256単位	188単位	158単位	141単位	利用者60人以下 夜勤職員1人以上 (以降40人を増すごとに1 人を加えて得た数以上)	平均区分4.0以上	区分5・6の者が30%以上
施設入所支援サービス費(VIII)	188単位	146単位	127単位	115単位			区分5・6の者が30%以上
施設入所支援サービス費(IX)	184単位	141単位	124単位	112単位			区分5・6の者が20%以上
施設入所支援サービス費(X)	180単位	138単位	121単位	109単位	利用者60人以下 夜勤職員1人以上 (以降40人を増すごとに1 人を加えて得た数以上)	平均区分4.0未満	区分5・6の者が20%以上
施設入所支援サービス費(XI)	115単位	99単位	92単位	88単位			宿直職員1人以上

※1 施設入所支援の対象者は、区分4以上。

ただし、

- ① 50歳以上の者にあつては、区分3以上。
- ② 自立訓練、就労移行支援利用者にあつては、生活能力により単身での生活が困難な者又は地域の社会資源の状況等により、通所することが困難な者

※2 平均障害程度区分の算定に当たっては、経過措置による利用者を除く。

○ 地域移行加算

◆ 520単位／(退所前、退所後各1回)

※ 生活介護利用者に限る。

○ 栄養管理体制加算

◆ 12～24単位／日

※ 算定要件…食事の提供が管理栄養士又は栄養士により管理される等の要件に該当する場合

○ 入院、外泊時の報酬

◆ 320単位／日

※ 1月に6日を限度として、所定単位数に代えて算定。

○ 重度障害者体制支援加算

◆ ○単位／日

※ 算定要件…区分6であって、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者や重症心身障害者、強度行動障害者など、著しく重度の障害者が利用者の5%又は2人以上である場合において、指定基準に加え、看護師又は介護職員を1人以上配置したとき。

○ 夜勤職員欠如減算

◆ 基本単位数の95%を算定

※ 算定要件…夜勤職員の配置基準を満たしていない場合に、その翌月について減算。

2. 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

- 日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用している知的・精神障害者に対し、地域生活を営む住居において、日常生活上の相談、介護等のサービスを提供し、これに伴う報酬を設定する。
- その際、個々の住居ではなく、法人ごとに一定範囲の地域内で実施する事業全体に着目して事業者を指定し、人員配置基準を適用する。

【共同生活援助(グループホーム)】

- サービス管理責任者のほか、利用者の総数に応じて世話人を配置し、報酬を設定する。

区分	報酬単価	世話人の配置基準(常勤換算)	サービス管理責任者 配置基準(常勤換算)
共同生活援助サービス費(I)	171単位	6:1以上	30:1以上
共同生活援助サービス費(II)	116単位	10:1以上	

- 自立生活支援加算（共同生活介護も同様）

◆ 14単位／日

- ※ 算定要件…① 事業者について、過去2年間に単身生活等に移行した者が定員の5割以上であり、かつ、そのうち、移行後の生活が6カ月以上継続している者が5割以上。
 ② 対象者ごとに、6カ月以内の移行に関する個別支援計画について、市町村の承認を得る。
 ③ 対象者に対し、移行後概ね6カ月間程度、日常生活上の相談支援等を行う。

- 大規模住居減算

◆ 基本単位数の90%を算定

- ※ 1住居の定員が8人以上の場合

○ 小規模事業加算（3年間に限定、共同生活介護も同様）

◆ 37単位／日

※ 算定要件…施行時に定員4人の事業を実施している場合（定員増までの間に限る）。加算額は各年度約1／3ずつ縮小。
（平成19年度：24単位／日、平成20年度：12単位／日）

【共同生活介護（ケアホーム）】

○ サービス管理責任者のほか、利用者の総数及び障害程度区分に応じて世話人及び生活支援員を配置し、報酬を設定する。

区分	障害程度区分	報酬単価	世話人の配置基準 (常勤換算)	生活支援員の配置基準 (常勤換算)	サービス管理責任者 配置基準(常勤換算)
共同生活介護サービス費(I)	区分6	444単位	6:1以上	2.5:1以上	30:1以上
共同生活介護サービス費(II)	区分5	353単位		4:1以上	
共同生活介護サービス費(III)	区分4	300単位		6:1以上	
共同生活介護サービス費(IV)	区分3	273単位		9:1以上	
共同生活介護サービス費(V)	区分2	210単位			

○ 夜間支援体制加算

- ◆ ・区分5、6の利用者 : 97単位／日
- ・区分4の利用者 : 52単位／日

※ 算定要件…夜間における緊急時等の対応を適切に行う義務を事業者に課した上、必要な職員を専任で配置する等、夜間に介護等を行うための勤務体制等を確保する場合

○ 重度障害者支援加算

- ◆ 重度障害者支援加算: 26単位／日

※ 算定要件…障害程度区分6であって、重症心身障害者等重度障害者等包括支援の対象となる者が、2人以上利用している場合であって、通常の介護体制に加えて、より手厚いサービスを提供した場合

○ 日中介護等支援加算

◆ 539単位／日

※ 算定要件…障害程度区分4以上の利用者について、日中活動サービスの支給決定を受けているが、心身の状況等により利用できない期間が月3日以上ある場合であって、必要な介護を行ったとき(3日目から算定)。あらかじめ、生活介護等の事業者と個別支援計画により連携。

- 介護等のサービスは、事業所の従業者により提供することを原則とするが、事業者が自らの責任に基づき委託した場合には、利用者に対し、従業者以外の者により介護サービスを提供することができる。

なお、行動援護の対象となる利用者が、通常の外出とは別に外出する場合には、共同生活介護と別に行動援護を利用することができる。

○ 大規模住居減算

◆ 基本単位数の95%を算定

※ 1住居の定員が8人以上の場合

○ 経過的給付

施行時に居宅介護（移動介護を除く）を現に利用している居住者がいる場合であって、事業者が速やかに生活支援員の確保が困難な場合においては、平成19年度末までの間に限り、事業者の選択により、共同生活介護と居宅介護のそれぞれの給付を受ける方式とすることを可能とする。

◆ 142単位／日

※ 上記の場合、共同生活介護の報酬額

○ 小規模事業者夜間支援体制加算（3年間に限定）

事業規模	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
報酬単価	116単位	89単位	66単位	50単位	37単位	28単位	20単位

※ 算定要件…施行時に定員4～10人の事業を実施している者であって、障害程度区分4以上の利用者が2人以上いる場合において、必要な職員を専任で配置する等、夜間に介護等を行うための勤務体制等を確保するとき(定員が10人を超えるまでの間に限る)。加算額は各年度1/3ずつ縮小。

【平成18年4月～9月の共同生活援助(グループホーム)】

- 報酬単価の設定に当たっては、△1%の報酬改定を行うとともに、日々の利用実績に応じて報酬が支払われる「利用実績(日払い方式)」に転換する。また、他のサービスと同様に、従来の円単位を改め、単位制を導入する。

【知的障害者共同生活援助】

単位/日

定員	区分1	区分2
4人	450	225
5人	405	180
6人	375	150
7人	353	128

【精神障害者共同生活援助】

単位/日

定員	
4人	225
5人	180
6人	150
7人	128
8人	112
9人	100
10人	90
11人	81
12人	75
13人	69
14人	64
15人	60
16人	56

3. 各サービスに共通する事項

- ◆ サービス管理責任者欠如減算:基本単位数の70%を算定
 - ※ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間
- ◆ 個別支援計画未作成減算:基本単位数の95%を算定
 - ※ 個部支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間
- ◆ サービス提供職員欠如減算:基本単位数の70%を算定
 - ※ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間
- ◆ 定員超過利用減算
 - ・ 1日当たり利用者数が、定員50人までの場合は当該定員の10%(①)を、定員が50人を超える場合は当該定員から50を差し引いた員数の5%(②)を①に加えた数を、それぞれ超過しているとき → 基本単位数の70%を算定
 - ・ 過去3か月間の平均利用人員が、定員の105%を超過している場合 → 基本単位数の70%を算定

V 現行支援費等に係る算定基準の見直しについて

【支援費額算定基準（施設）の見直しについて】

1. 基本的な考え方

- 平成18年4月からの利用者負担等の導入及び平成18年10月からの新たな事業体系への円滑な移行を図るため、現行の支援費対象施設等の報酬体系を見直す。
 - ・ 報酬単価の設定に当たっては、最近の物価水準の動向や経済情勢を踏まえ、全体で△1.3%の報酬改定を行うとともに、日々の利用実績に応じて報酬が支払われる「利用実績払い（日払い方式）」に転換する。

2. 報酬・基準の見直しの内容

(1) 報酬単価の設定について

- 平成17年度支援費単価をベースに人件費相当を△2.0%、その他の経費について△0.6%の改定を行う（全体で△1.3%）。
- 利用実績払いの導入に伴う日額報酬の設定に当たっては、一月当たりの日数を入所施設30.4日、通所施設22日で設定する。
- 利用実績払いの導入に伴って、一定の利用率（入所施設97.4%、通所施設94.5%）を加味した日額報酬単価を設定する。
- 報酬単価について、利用者負担額の算定や地域差の反映を容易にするといった観点から、従来の円単位を改め、単位制を導入する。

参考

旧体系の単価設定について

平成17年度単価をベースに人件費相当分を▲2.0%、その他の経費については▲0.6%を削減（全体として▲1.3%）



入所施設については、30.4日、通所施設については、22日で除して、日額仮単価を算出

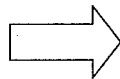


入所・通所日数で除した日額仮単価に利用日数率（入所97.4%、通所94.5%）を戻入し、日額本単価を設定

(2) 利用実績払いの導入に伴う変更

① 入院・外泊に係る支援費額算定基準の変更

当該期間中所定額の100分80に相当する額



1月に6日を限度として1日につき320単位

② 定員と実際の利用者数の取扱いの柔軟化

- 定員を超えて利用予定者を受け入れることを可能とする。
- ただし、次の場合は、報酬の100分の30に相当する額を減算する。
 - ・ 一日当たり利用者数が、
 - 入所施設：定員50人までは当該定員の10% (①) を、定員が50人を超える場合は、当該定員から50を差し引いた員数の5% (②) を①に加えた数を、それぞれ超過している場合
 - 通所施設：定員50人までは当該定員の20% (①) を、定員が50人を超える場合は、当該定員から50を差し引いた員数の10% (②) を①に加えた数を、それぞれ超過している場合
 - ・ 過去3ヶ月間の平均利用人員が定員の105%を超過している場合

(3) 各種加算の利用実績払い(日額払い)

- 次の加算について利用実績払い(日額払い)とする。
 - 入所時特別支援加算、重度重複障害者加算、常勤医師加算、遷延性意識障害者加算、筋萎縮性側索硬化症等障害者加算、神経内科医加算、看護師加算、強度行動障害者特別支援加算、自活訓練加算
- ※ 退所時特別支援加算については、現行どおり。

(4) 条件を付していない加算への条件の付与

① 重度重複障害者加算

区分Aに該当し、重度重複障害者である入所者であって、人員基準に定める配置に加えて、常勤換算方法で当該入所者の総数を15で除した数以上人員配置している場合に加算。

② 遷延性意識障害加算及び筋萎縮性側索硬化症等障害者加算

算定基準上の条件については、現行どおりとし、別途、通知において当該加算の趣旨を踏まえ、その用途に適切に対応することを明記する。

(5) 新設する加算

① 栄養管理体制加算

適切な内容及び栄養量の食事が確保されるよう、管理栄養士等を配置し、適切な栄養管理を行った場合に加算する。

〈入所施設〉

- ・管理栄養士配置加算（常勤） 24 単位／日（標準 1 の場合）
- ・栄養士配置加算（常勤） 22 単位／日（標準 1 の場合）
- ・その他の栄養士の配置 12 単位／日（標準 1 の場合）

〈通所施設〉（3 年間の経過措置）

- ・栄養士配置加算（常勤） 30 単位／日（標準 2 の場合）
- ・その他の栄養士の配置 16 単位／日（標準 2 の場合）

※ 知的障害者の通所施設（41 人以上）を既に運営している社会福祉法人であって、栄養士の配置を行った場合に加算する。

② 通所施設及び知的障害者通勤寮の低所得利用者への食事提供加算

通所施設を利用する低所得者の食費負担を軽減するため、通所施設が食事を提供する場合に加算する。（3 年間の経過措置）

- ・通所施設 42 単位／日
- ・知的障害者通勤寮 68 単位／日

③ 利用者負担上限額管理加算

サービス量に応じた利用者負担の導入に伴い、利用者負担上限額管理を円滑に実施するため、通所施設において利用者の負担額の管理を行った場合に加算する。

- ・月 1 回算定 150 単位／月

④ 視覚・聴覚障害者支援体制加算（3 年間の経過措置）

視覚障害者や言語・聴覚障害者のコミュニケーション支援を図る観点から、現行支援費において加配措置をしている盲ろう施設等に限り、かつ、現に職員を配置している場合に加算する。

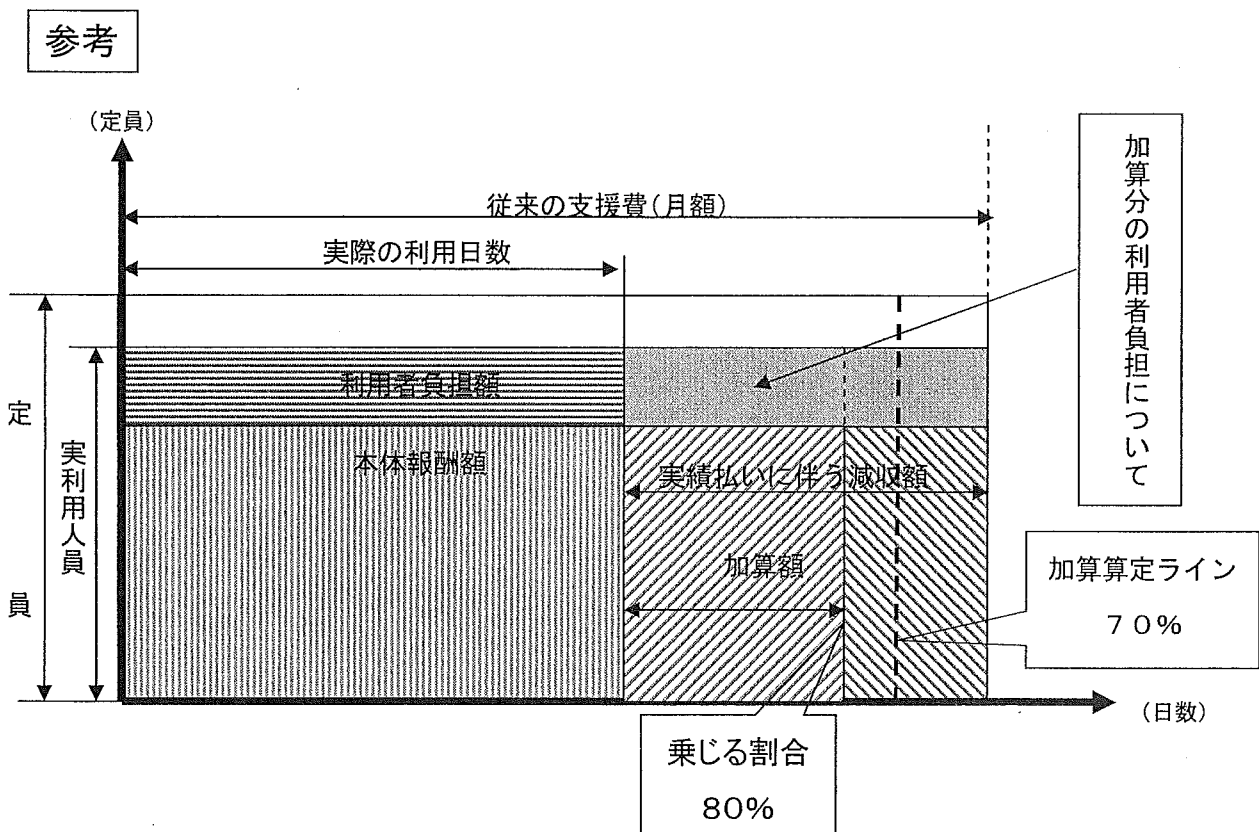
- ・定員 30 人以上 50 単位／日
- ・定員 41 人以上 30 単位／日
- ・定員 61 人以上 18 単位／日
- ・定員 91 人以上 13 単位／日

⑤ 利用率の低い施設に対する激変緩和措置(3年間の経過措置。障害者・障害児共通)

利用実績払い(日額払い)への転換に伴い、著しく利用日数率の低い施設に対する激変緩和の加算措置を講じる。

〈算定方法〉

- ・ 加算算定ラインを全体の利用日数率の70%(人/日)と設定する。
- ・ 加算算定ラインと実際の利用日数率との差に80%を乗じて得た人/日数を加算する。(加算算定ラインに乗じる割合は、18年度80%、19年度70%、20年度60%とする。)
- ・ なお、加算部分に対する利用者負担については、求めてはならないこととする。



【障害児施設に係る報酬体系について】

1. 基本的な考え方

(1) 基本的な視点

- 現行の措置制度（障害を事由とした措置）から、利用サービスに制度を改める。なお、家庭の事情や虐待等で障害児の健全な発達が阻害されると児童相談所等が判断した場合は、従前どおり措置を行う（この際の費用負担についても、従前と同様に取り扱う。）。
- 今回の改定では、サービス量に応じた利用者負担の導入等を踏まえ、日々の利用状況にかかわらず定額の月額報酬が支払われる「月払方式」から、「利用実績払い（日払い方式）」に改める。
- 報酬単価についても、限られた財源を効率化・適正化の観点から、者施設と同様に予算全体から△1.3%の範囲内で報酬単価を定める。
- また、食費、日用品費及び教育費等の経費については、在宅の障害児との均衡を図る観点から、報酬から除外し、個人負担とする。
- サービス提供者の質の確保の観点から、サービス利用者数の算定方法を見直す。さらに、食事の提供と同時に管理栄養士等によって、適切な栄養管理等を行った場合等について加算を行うなど、個人に着目した制度を創設する。
- さらに、施設の職員体制の確保の観点から、通所施設等に対し、利用実態を踏まえ激変緩和の措置を者に準じて講ずる。
- その他、者施設と同様に、「定員と実際の利用者数の取扱いの柔軟化」、「利用者負担上限額管理加算」や「単位制」等を導入する。

(2) 障害児施設体系の見直し

- 障害者自立支援法施行後3年を目途に施設体系の再編、入所に係る実施主体の在り方等について必要な検討を行う。

参考

障害児施設給付費の単価設定について

限られた財源を効率化・適正化の観点から、者施設と同様に予算全体から
▲1.3%の範囲内で報酬単価を設定する。



入所施設については、30.4日、通所施設については、22日で除して、日額仮単価を算出



入所・通所日数で除した日額仮単価に暫定的に認めている利用率(入所90%、通所83%)を戻入し、日額本単価を設定

2. 施設の報酬（丙地域 定員31～40人）

（1）基本部分

知的障害児施設	606 単位/日
第二種自閉症児施設	662 単位/日
知的障害児通園施設	581 単位/日
盲児施設	543 単位/日
ろうあ児施設	540 単位/日
難聴幼児通園施設	896 単位/日
肢体不自由児療護施設	699 単位/日
第一種自閉症児施設	309 単位/日
肢体不自由児施設	136 単位/日
指定医療機関（肢体）	111 単位/日
重症心身障害児施設	862 単位/日
肢体不自由児通園施設	303 単位/日

（2）小規模施設加算（丙地域 ～30人）

知的障害児施設	57 単位/日
第二種自閉症児施設	57 単位/日
盲児施設	57 単位/日
ろうあ児施設	57 単位/日

（3）職業指導員加算（丙地域 ～30人）

知的障害児施設	49 単位/日
第二種自閉症児施設	49 単位/日
盲児施設	49 単位/日
ろうあ児施設	49 単位/日

（4）幼児加算（乳幼児加算）

知的障害児通園施設	253 単位/日
盲児施設	78 単位/日
ろうあ児施設	78 単位/日
肢体不自由児施設等	70 単位/日

(5) 重度加算

	25%加算	30%加算
知的障害児施設	165単位/日	198単位/日
第一種自閉症児施設	165単位/日	198単位/日
第二種自閉症児施設	165単位/日	198単位/日
盲児施設	158単位/日	189単位/日
ろうあ児施設	143単位/日	171単位/日
肢体不自由児施設等	—	198単位/日

(6) 栄養士加算（丙地域 入所41～50人）

管理栄養士	24単位/日
栄養士	22単位/日
その他	12単位/日

(7) 栄養士加算（丙地域 通所41～50人）

栄養士	30単位/日
その他	16単位/日

(8) その他の加算

強度行動障害特別処遇加算

知的障害児施設	781単位/日
第二種自閉症児施設	781単位/日

通所食費加算 42単位/日

自活訓練事業加算

同一敷地内	337単位/日
借家	448単位/日

重度重複障害児加算 111単位/日

利用者負担上限額管理加算 150単位/月

【福祉工場等の見直しについて】

- 福祉工場、小規模通所授産施設、精神障害者社会復帰施設の運営費については、支援費施設における利用者負担及び食費の実費負担の導入等を勘案した縮減（全体で▲5%）を踏まえ、以下のとおり見直しを行う。

1. 福祉工場

- 食費にかかる経費（調理員人件費）の見直し等を実施
 - ・身体障害者福祉工場（定員 30 人）
1カ所当たり年額 24,196 千円 → 22,986 千円
 - ・知的障害者福祉工場（定員 30 人）
1カ所当たり年額 32,868 千円 → 31,225 千円
 - ・精神障害者福祉工場（丙地、定員 30 人）
1カ所当たり年額 34,127 千円 → 32,421 千円

2. 精神障害者社会復帰施設

- 新事業体系への移行促進の観点等を勘案し、補助単価の見直しを実施
 - ・生活訓練施設（一般型、丙地）
1カ所当たり年額 32,810 千円 → 31,169 千円
 - ・通所授産施設（丙地）
1カ所当たり年額 22,105 千円 → 21,000 千円
 - ・入所授産施設（丙地）
1カ所当たり年額 38,760 千円 → 36,822 千円

3. 小規模通所授産施設

- 新事業体系への移行促進の観点等を勘案し、補助単価の見直しを実施
1カ所当たり年額 10,500 千円 → 10,000 千円

4. その他の見直し内容

- 食費の実費負担の導入等に伴い、食事を提供している施設の提供方法について規制緩和（外部委託可）を実施（精神障害者社会復帰施設については実施済み）。
- 支援費施設との均衡を考慮し、利用料の徴収を可とする旨を規定。

【障害者デイサービスについて】

4月から9月まで

報酬単価について、△1. 0%の引き下げを行う。

サービス 種別	提供単位等	区分1	区分2	区分3	加算	
障害者 デイサー ビス	身体障害者 I型単独型	4時間未満	345	319	295	低所得者の食事提供体制 : 1食 42
		4～6時間	576	533	491	入浴: 1日 40
		6時間以上	748	693	638	送迎: 片道 54
	身体障害者 I型併設型	4時間未満	277	252	226	利用者負担上限管理加算 :150
		4～6時間	462	419	378	
		6時間以上	600	546	491	
	身体障害者 II型単独型	4時間未満	154	133	113	送迎: 片道 54
		4～6時間	256	222	190	利用者負担上限管理加算 :150
		6時間以上	333	290	246	
	身体障害者 II型併設型	4時間未満	86	66	45	
		4～6時間	143	109	76	
		6時間以上	187	142	99	
	知的障害者 単独型	4時間未満	285	255	225	低所得者の食事提供体制 : 1食 42
		4～6時間	475	425	376	入浴: 1日 40
		6時間以上	617	553	488	送迎: 片道 54
知的障害者 併設型	4時間未満	216	187	157	利用者負担上限管理加算 :150	
	4～6時間	362	311	262		
	6時間以上	470	405	341		